事　務　連　絡
令和５年９月２９日

認可外保育施設設置者　殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
認証・認可外保育施設担当課長

基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置について
（依頼）

日頃より、東京都の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設には、令和６年９月末まで法律施行後５年間の経過措置が設けられ、現在は、都道府県に届出を行っている施設は基準を満たしていない場合も無償化の対象ですが、基準を満たさない認可外保育施設においては、経過措置の終了までに、下記の内容について、御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

１　対象施設

子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設のうち、令和５年９月１日時点で国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書を有していない認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む。）

２　依頼事項

経過措置の終了までに基準適合のための取組を加速させるとともに、進捗状況や見込みについて、施設を利用する保護者への情報提供をお願いします。

なお、区市町村からも保護者に別途、認可外保育施設の保育料無償化の経過措置について通知する予定であることを申し添えます。

３　都における支援

基準適合に向け、必要に応じて以下の都の支援事業も御活用ください。

（１）巡回指導

専門的見地から保育内容や午睡対応等について指導・助言等や立入調査時に多く指摘される事項について状況の確認を行っています。

（２）認可外保育施設改修費等支援事業

基準を満たすための改修及び移転等に要する経費の一部を補助し、基準への適合を支援しています。補助方法等の詳細については施設所在地の区市町村に御相談ください。

【担　当】
東京都福祉局子供・子育て支援部
保育支援課民間保育援助担当
電話：０３－５３２０－４１３１